

主 文
原判決中被告人に関する部分を破棄する。
本件を福岡地方裁判所小倉支部に差し戻す。
理 由

弁護人池田純亮の控訴趣意第一、第二点について。
関税法第三十一条には「貨物の輸出若しくは輸入を為さんとするものは税関に申告し
貨物の検査を経てその免許を受くべし」と、同法第七十六条には「免許ヲ受ケ
スシテ貨物ノ輸出若クハ輸入ヲ為シ」と各規定し又関税法の罰則等の特例に関
する勅令第一条第二項には「関税法第三十一条の規定による免許がないのに物品の
輸入又は輸出をし又はしようとした者の罰は同法第七十六条の規定にかかわらず、
前項と同様とする」と規定し以て同条第一項の罰則を適用すべきことを明かにして
いる。

〈要旨第一〉ところで関税法第三十一条、第七十六条は前示のように貨物なる語を
用いているのに、前掲勅令第一条第二項〈要旨第一〉には物品なる語を用いその用語
を異にしているのであるが右二語は共にその意義を同じうし後者において平易な用
語を使用したものと解するが相当である、何となれば右勅令第一条第二項は終戦後
の我国物資の状態に対処し輸出入に関する基本的な政策及び計画に基いて輸出入の
統制運用の完璧を期する目的を以て関税法第七十六条の罰則を強化した特例であつ
て、同条及び同法第三十一条の語義をも変改したものでないことが明白であく要旨第
二〉るからである。そして船舶が一の物で帆檣、汽罐等の集合物でないとはいうま
でもないが、これが右の貨物〈要旨第二〉又は物品中に包含されるものでないことは
関税法はその第二章において、船舶に関し、又その第三章において貨物に関し、そ
れぞれ規定しているのみならず、前掲勅令第九条第一項には「第一条の犯罪に係る
物品又は同条の犯罪に供した船舶で犯人の所有し又は占有しているものはこれを没
収する」と規定し以て貨物又は物品と船舶とを各別異に取り扱つていのに徴し明白
である。しかもなほ、我国のその他船舶関係の諸法令が、船舶をいわゆる貨物又は
物品と同一に律していない事実によるも優にこれを窺い知ることができるのであ
う。尤も関税法第三十一条第三号には「遭難船舶又は難破貨物を輸入するとき」と
規定し、この場合の免許手続について特例を定めているので、船舶の輸出入につ
いても同法条所定の免許を要する貨物に包含せしめていものではないかの疑義を
容れる余地がないとはいえないが、この場合の遭難船舶はそのままでは船舶とし
ての機能を果し得ない状態に遭難し最早船舶と見ることができない一の貨物視せ
られる状態にあるものと解するのが関税法全体の精神に照らし最も妥当であるとい
わなければならないので右の規定があるからという船舶がいわゆる貨物又は物品に包
含しないとすのに何等の支障を来すことはない。従つて関税法第三十一条の免許
を受けないで船舶を輸出若しくは輸入し、又はしようとした場合関税法第七十六
条乃至は前掲勅令第一条第二項の犯罪を構成することはないのである。今原判決
判示第二の事実を見ると所論の通りで、その措辞粗笨の嫌いはないではないが、
被告人関係部分は要するに、被告人は原判示第一のとおり朝鮮へ密航するに当り、
所定の免許を受けないで、その所有にかかるといふA（証第二号）に乗船して下
関市aから出帆し以て同船を密輸出したるものであるというに帰する。すると該事
実は前記説明に徴し明かなとおり関税法第七十六条乃至は前記勅令第一条第二
項違反の犯罪を構成するものがないものといわなければならない。（尤も本件記
録に徴すると被告人は原判示第二の原審共同被告人等が原判示のように免許を
受けないで判示物品を判示船舶で輸出するについて同人等と相謀り、又はその
依頼を受けたことが明かであるのみならず、被告人が同船の船長として、その
輸送をしているので、これ等の共同被告人と或は共同正犯乃至は従犯関係に
あることが認められるので該事実について公訴の提起があれば前掲勅令第一
条第二項違反罪を構成するとは格別である。）然るに原判決は右原判示第二
の事実を前掲勅令第一条第一項第二項に間疑してはいるのであるから、結局罪
とならない事実を法令を適用した疑いがあり、原判決は破棄を免れないので
控訴は理由がある。しかも原判決は右判示第二の事実と原判示第一の昭和二十
一年勅令第三百十一号違反の罪とを刑法第四十五条前段の併合罪として各所
定刑中懲役刑を選択して同法第四十七条第十條に従い、重い右判示第一の
罪の刑に法定の加重をした刑期の範囲内で被告人に対し懲役六月の言渡をし、
且つて原判示Aについては判示第二の犯罪にかかるとして没収の言渡をしてい
るので結局原判決中被告人に関する部分は全部破棄を免れない。論旨は理由が
ある。そして右の違法は判決に影響を及ぼすこと洵に明かであるから、その他
の論旨に対する説明を省略し刑事訴訟法第四百條に則り主文のとおり判決する。

(裁判長判事 白石亀 判事 藤井亮 判事 大曲壯次郎)